

回覧

令和7年7月30日

大橋町東部町会
会 員 各 位

大橋町東部町会
会長 本郷淳一

犬・猫のフン害対策について（お願い）

平素は東部町会の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、犬・猫のフン害についてご相談が寄せられています。

つきましては、町会会員の皆様が住みよい環境となりますよう下記のとおり対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 犬の飼い主の方へ（犬のフンは持ち帰りましょう）

犬については、多くの皆さまがマナーを守られていると思いますが、散歩をされる際はフン袋等をご持参いただくなど、放置の防止にご協力いただきますようお願い致します。

2. 猫の飼い主の方へ

猫については、庭や公園にフンをして汚される、草花を荒らすなどの被害が報告されています。町会の皆さまには、

（1）室内飼いにする

（2）首輪をつける

等の対策をお願いします。

また、飼い主不明の猫に対して無責任に餌を与えないようお願いいたします。

フン害の原因は猫への餌やりと放し飼いが多く、餌やりが知らない場所で発生していることがあります。

3. フン害でお困りの方へ（フン害に対しての自衛する方法）

自宅やその周辺に犬や猫のフンが放置されるのを防ぐため、放置のあった場所のにおいを水で流してから、市販の木酢液（もくさくえき）をじょうろ等に50cc程度入れ、3リットル程度の水で薄めて（約60倍）自宅周辺に散布する方法も効果があります。

木酢液は、ホームセンターの肥料売場、ドラッグストア等で販売しています。裏に表示してあります。

※裏面も見て下さい

【 参 考 】

佐野市のホームページに載っていたので ご参考までに。

「フン放置の罰則条例」につきましては、「佐野市きれいなまちづくり推進条例」により「犬、猫その他の愛がん動物を飼養し、又は保管する者は、当該飼い犬等のフンを放置し、又は投棄してはならない」と規定しております。最終的な罰則として3万円以下の過料を設けております。野良猫とはいえ、餌をあげる以上は飼い主と同等の責任が発生すると考えております。

ペットについては、飼い主の方が責任を持って育てることが原則ですが、最近では、無責任な飼い方による苦情等も増えております。そのため、佐野市においては広報紙等により、定期的に注意を促しているところです。

動物愛護の観点は大切ですが、町会会員の皆さまが住みよい環境となりますよう、
ご理解とご協力をお願いいたします。

サンプルとして表示しました。

